令和８年（フ）第１２５号
山口県下関市秋根新町７番８－203号　新下関団地、前住所山口県下関市長府満珠町42番23号
債務者　山本　晃夫
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第２８３号
徳島県徳島市上助任町蛭子133番地の１　セントラルハイムソフィア101号、旧住所徳島県徳島市北矢三町四丁目９番10－７－102号　富永ハイツ
債務者　木塚　妙真
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９６号
徳島県徳島市庄町４丁目32番地の11
債務者　三浦　　博
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１１号
愛媛県松山市上高野町125番地１　Ｃ号
債務者　松下　浩美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７０号
愛媛県今治市玉川町鈍川戊102番地、前住所愛媛県今治市新谷甲1054番地１
債務者　越智ユカリ
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第４７６号
熊本市中央区春竹町大字春竹496番地(404号)　チュリス南熊本
債務者　馬原　雄一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５１２号
熊本市中央区帯山５丁目34番４号　ロマージュ帯山207号室
債務者　服部夏菜子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４８８号
大分市大字城原2326番地　フレミールⅠ201
債務者　元永　剛史
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９２号
宮崎市清武町加納甲2023番地11
債務者　榊　義和
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４１８号
宮崎県西都市大字三宅3955番地　須先コーポ107号室
債務者　宮田　政利
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６１号
宮崎県延岡市大貫町４丁目2557番地１　ファーストヒルズＣ　102
債務者　黒田　智仁
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１６３号
宮崎県日向市財光寺1228番地　さつき寮、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡美郷町南郷神門1567番地
債務者　中村　　伝
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第４５９号
鹿児島市紫原４丁目14番１号　パープルハイム301号
債務者　平山　廣乃
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２０４号
沖縄県沖縄市松本３丁目６番14号
債務者　上原　　佶
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２９１号
沖縄県宜野湾市大謝名４丁目24番12号　すみれ荘
債務者　石川　　清
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２５８号
福島県郡山市若葉町16番11号　若葉ビル201号
債務者　遠藤　京子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係